

# 法人のお客さま向けWeb通帳の導入と 「通帳発行形態に関する特約」「ValueDoor利用規定」改定のお知らせ

平素は三井住友銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当行は、2021年10月18日(月)より、法人のお客さまを対象に通帳不発行方式(Web通帳)のご提供を開始することとしましたので、お知らせいたします。  
また、これに伴い「通帳発行形態に関する特約」および「ValueDoor利用規定」を、2021年10月18日(月)に改定します。

## 1. 導入の背景

これまで、普通預金口座をご利用の法人のお客さまには、紙の通帳をご利用いただいております。

お客さまの利便性向上やデジタル化推進を通じたSDGsの実現に向け、初期費用・月額手数料無料の法人インターネット窓口「ValueDoor」(以下、ValueDoor)にて、普通預金口座ご利用明細をご確認いただける通帳不発行方式(Web通帳)を提供することとしました。

## 2. 法人のお客さま向け通帳不発行方式(Web通帳)のサービス概要

- ・ご利用対象 : 法人および個人事業主のお客さま
- ・明細参照期間 : 最大10年
- ・ご利用料金 : 無料

また、ValueDoorでは、EBサービス手数料計算書などの郵送帳票を参照できる「Web帳票サービス」を無料で提供しております。ValueDoorをご利用のお客さまは、Web帳票サービスをご利用いただき、紙資源の削減にご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 3. 規定および特約の改定

法人のお客さま向け通帳不発行方式(Web通帳)のご提供開始に伴い、「通帳発行形態に関する特約」および「ValueDoor利用規定」を、2021年10月18日(月)に改定します。主な改定内容は以下の通りです。

#### 通帳発行形態に関する特約

旧	新
<p><b>2【通帳発行形態の選択・変更】</b></p> <p>(1)普通預金口座の利用にあたって、預金者は、通帳不発行方式と通帳発行方式のいずれかの形態を選択するものとします。また通帳の発行形態は預金者が当行所定の手続きにより変更することができるものとします。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><b>3【通帳不発行方式の場合の特約】</b></p> <p>(3)普通預金を当行の店頭で払戻すときまたは解約するときは、届出または登録の印章(または署名・暗証)により、当行所定の払戻請求書に記名押印(または署名・暗証記入)または当行所定の電子装置に記名押印して、この預金口座のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の資料を提出してください。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(4)前記(3)の場合のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合には、当該預金規定等に定める通帳に代えて、当該預金のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の資料を提出してください。</p>	<p><b>2【通帳発行形態の選択・変更】</b></p> <p>(1)①普通預金口座の利用にあたって、預金者は、通帳不発行方式と通帳発行方式のいずれかの形態を選択するものとします。また通帳の発行形態は預金者が当行所定の手続きにより変更することができるものとします。個人以外の預金者が通帳不発行方式を選択する場合(個人以外の預金者が通帳発行方式を通帳不発行方式に変更する場合も含みます)には、「法人会員制インターネット窓口ValueDoor.」を申し込んでいる必要があります。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><b>3【通帳不発行方式の場合の特約】</b></p> <p>(3) ①個人である預金者が普通預金を当行の店頭で払戻すときまたは解約するときは、届出または登録の印章(または署名・暗証)により、当行所定の払戻請求書に記名押印(または署名・暗証記入)または当行所定の電子装置に記名押印して、この預金口座のキャッシュカードおよび預金者本人であることを確認できる当行所定の本人確認資料を提出してください。</p> <p>②個人以外の預金者が普通預金を当行の店頭で払戻すときまたは解約するときは、当行所定の手続きによりあらかじめ登録した窓口手続者が手続を行うものとし、届出または登録の印章(または署名・暗証)により、当行所定の払戻請求書に記名押印(または署名・暗証記入)して、窓口手続者本人を確認するための当行所定の本人確認資料を提出してください。</p> <p>③前記①および②の手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提出等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</p> <p>(4) 店頭での払戻しまたは解約のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合には、当該預金規定等に定める通帳に代えて、個人である預金者は、当該預金のキャッシュカードおよび預金者本人であることを確認できる当行所定の本人確認資料を、個人以外の預金者は、窓口手続者本人であることを確認できる当行所定の本人確認資料をそれぞれ提出してください。これに加え、前記(3)③と同様に本人確認書類の提出等の手続を求め、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは取引を行わないことがあります。</p>

#### ValueDoor利用規定

ValueDoor利用規定の改定内容については、別途お知らせいたします。